

独立行政法人国立公文書館利用等規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p>第32条 [略]</p> <p>(紛失等への対応)</p> <p><u>第33条 館は、特定歴史公文書等の紛失、誤廃棄又は目録の重大な誤りが明らかとなった場合は、その旨を直ちに内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 館は、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、その講じた措置及び目録に必要な修正について、内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 館は、特定歴史公文書等の紛失又は誤廃棄が明らかとなった場合は、当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長、独立行政法人等若しくは内閣総理大臣又は寄贈若しくは寄託をした者に対し、その旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>4 館は、第2項の規定に基づき内閣総理大臣に報告した場合には、これを公表するものとする。</u></p> <p>[第34条・第35条 略]</p>	<p>第32条 [同左]</p> <p><u>[条を加える。]</u></p> <p>[第33条・第34条 同左]</p>	<p>ガイドライン改正に基づき追加するもの。</p> <p>なお、第3項については、改正ガイドライン、特定歴史公文書等の紛失等が発生した場合の対応について（通知）（令和3年4月19日付け府公第107号-1）に加えて、当館において取り扱う特定歴史公文書等の種類を踏まえて追加するもの。</p> <p>条項の追加に伴い、条ズレを修正するもの。</p>